

別記様式第4（第4条関係）

公印省略

指定棚田地域振興活動計画の変更の認定申請書

5う地振第129号

令和5年12月12日

総務大臣 鈴木 淳司 殿
文部科学大臣 盛山 正仁 殿
農林水産大臣 宮下 一郎 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿
環境大臣 伊藤 信太郎 殿

うきは市長 高木 典雄

令和2年8月31日付けで認定を受けた指定棚田地域振興活動計画について下記のとおり変更したいので、棚田地域振興法第10条第5項の規定に基づき、認定を申請します。

1. 変更事項

- ・ 2 指定棚田地域振興活動の目標
（2）農産物の供給の促進の記載変更
- ・ 2 指定棚田地域振興活動の目標
（3）棚田を核とした棚田地域の振興の一部追記
- ・ 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項
（1）指定棚田地域振興活動の内容 ③棚田を核とした棚田地域の振興の一部追記
- ・ （別紙）指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名の一部変更（No.8、10～13）
- ・ （別添2）指定棚田地域振興活動計画の工程表及びその内容を説明した文書
③棚田を核とした棚田地域の振興の一部追記

2. 変更の内容

別添のとおり

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：うきは市棚田保全協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

姫治棚田

範囲については別添1のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

耕作放棄の防止・削減

- 令和6年度までに耕作放棄地及びその可能性がある場所へクルミ・アーモンド等あわせて50本、5年間で250本植栽する。

担い手の確保

- 令和6年度までに地域内外で有志を募り棚田の保全団体を設立する(0⇒2団体)。
- 令和6年度までに、棚田保全活動に地域外の非農家を巻き込んだ農作業活動を実施する(年5回)。
- 令和6年度までに、都市農村交流で地域外の保全活動参加者を増やす(0人⇒30人)。
- 中山間地域等直接支払制度の継続を目指して、地域おこし協力隊(OB含む)等と連携し事務の委託を行う。(0件⇒2件)

生産性・付加価値の向上

- 令和6年度までに、営農組合等と連携し農薬散布・防除用ドローンを1機購入しオペレーターを1名確保する。
- 機械の買い換えにより(コンバイン3条刈⇒4条刈)収穫作業時間を削減する。コンバインを1台購入する(作業時間70m/10a⇒40m/10a)。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進

- 令和6年度までに自治協議会及び地域協議会と連携し、棚田米をメインに減農薬米や野菜等をブランド化する。また、「道の駅うきは」と連携し、うきは市が実施する「道の駅うきは」物産館の改修(販売エリアの拡大)により、当棚田地域の農産物の販売スペースを確保し、更には、インターネット等を通じた販路拡大を図ることで、地域の農家の所得向上を図る。

中山間地域等直接支払集落協定から地域の活動へ

- 地域運営組織を設立し、令和6年度までに高齢者見回りサービスを開始する。
- コミュニティサロンを開設する(0件⇒1件)。

自然環境の保全・活用

- ・令和6年度までに、地域協議会と連携し、農道の法面及び畦畔にセンチピードグラスを植栽して、年間4回の草刈り作業を年間1回の草刈り作業にする（1500 m²×2回=3000 m²を植栽）。
- ・令和6年度までに緑肥作物（レンゲ等）の作付を2箇所で行う（0ha⇒1.5ha）。
- ・令和6年度までに有害鳥獣の捕獲罫免許取得者を3人増加させる。

（3）棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・各地域で都市農村交流イベントを開催し集客を図る（7地域で実施、合計1,000人以上/年を集客）。
- （シャクナゲまつり（現状100人程度）、棚田オーナー（現状延べ400人程度）、竹林まつり（現状200人）、棚田ライトアップイベント（現状100人）、棚田でキャンプ（現状0人）、棚田交流会（現状0人）、その他地域のお祭り等を想定）
- ・令和6年度までに、自治協議会と連携し、田植え作業体験や稲刈り体験及びシイタケ収穫体験等の準備や体験イベントを実施する（2回/年以上）。
- ・里山体験イベント（ミニ門松、葛クラフト、苔玉、手作りピザづくり等季節の体験）を年3回以上開催し、年間50人以上の来訪者を誘客する（現状0人）。

棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・令和6年度までに棚田で生産された農作物を活用した加工品を1品目試作する。

道の駅うきはをゲートウェイとした関係人口・交流人口の拡大

- ・「道の駅うきは」において、農産物をPRするイベント等を実施することで、都市圏からの来訪者や、インバウンドによる海外からの来訪者との交流を促進させ、更なる農林水産業の振興と地域経済の活性化を図る。
- ・「道の駅うきは」や、隣接する観光案内所「ウキハコ」において、当棚田地域内で体験できる観光コンテンツ「森林セラピー」や「調音の滝公園」の案内や、随時開催されるイベント情報の発信を行い、当棚田地域へ誘客するゲートウェイとしての連携を強化する。
- ・具体的には地区を含むうきは市エリアの交流人口を令和3年度～5年度平均よりも令和6年度～8年度平均で増加させることを目指す。

（目標設定の考え方）

- ・地区概要

当地区が所属するうきは市は、福岡県の南東部に位置し、北は一級河川の筑後川を介して朝倉市と接しており、南は耳納連山を境に八女市と接し、西は久留米市、東は大分県日田市と接している。市域の総面積は117.46k m²で、そのうち約半分である59.26k m²を森林が占めており、豊かな自然と田園風景が残る地域である。

中でも、指定棚田地域である本地域は、美しい自然環境や景観が保全されており、地域内には、伝統的建造物群保存地区に選定された地区を有している。

交通面では、市内を東西に横断する国道210号が幹線道路となっており、それに並行してJR久大本線が走っており、地域交通の要となっている。

また、隣接する朝倉市から大分自動車道を経由し、車で1時間で福岡市内へアク

セス可能であり、福岡都市圏からの来客をメインターゲットとした観光振興を進めている。

主力産業は農業であり、特に農産物の中でも果樹の生産割合が高いことが特徴で、「フルーツ王国」としてのシティプロモーションを推進している。

また、第2次うきは市総合計画基本計画（2021～2025年度）においても、農産物をはじめとする地域資源を磨き上げ「うきはブランド」の構築と浸透を目指している。

・現状と課題

うきは市の令和2年度国勢調査人口は27,981人であり、合併した平成17年の32,902人と比較しておよそ15%減少しており、人口減少の一途をたどっている。

さらに、本地区の人口減少や高齢者割合の進行は、市内の他の地域に比べても著しく、農家の後継者不足、担い手不足が深刻となっている。現状として、地区内での露頭販売やスーパーなどに販路が限定されており、販路拡大が必要となっているため、「道の駅うきは」における出品スペースの確保により、販売量の増加を図ることで地域の農家の所得向上に繋げる必要がある。

また、うきは市版地方創生総合戦略「第2期うきは市ルネッサンス戦略」では、「地域コミュニティの再生と都市部からの人の呼び込み」を戦略に掲げ、移住促進や関係人口の拡大に取り組むこととしている。その中で、「道の駅うきは」は、市外からの来訪者が多く訪れる観光施設の一つであり、近年においては当初の想定を上回る来訪者となっているが、地域資源の情報を更に発信するためにも「道の駅うきは」の来訪者に「行ってみたい」と感じてもらい、実際に訪問してもらうことで本地域へ経済効果が波及するよう、地域の魅力発信の強化を図ることが必要である。

「道の駅うきは」には多くの来訪者があるものの、物産館の売場面積が不足することから、販売機会を生み出すためにも売場面積の拡大が必要である。

・今後の展開方向等

「道の駅うきは」は、年間約130万人が来客する本市随一の集客施設となっており、国道210号沿線という恵まれた交通条件と立地条件であることから、豊富な種類の農産物を活かした農業の振興と地域活性化を目指し、これまでに農産物販売・食品提供施設の整備が行われてきた。

今後に向けては、うきは市が実施する物産館の売場面積の拡張にあわせ、本地区の農産物の販売強化や「うきはブランド」の構築と浸透を目指し、さらには地区の農産物を活用したイベントの実施により地区内の農業に活力を与え、うきは市姫治地区への交流人口を増加させ、地域経済の活性化を推進する。

3 計画期間

令和2年6月～令和7年3月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

耕作放棄の防止・削減

- ・新規品目を導入し、植栽する。(クルミ・アーモンド等)。

担い手の確保

- ・地域内外で有志を募り保全団体を設立する。
- ・棚田保全活動に地域外の非農家を巻き込んだ農作業活動を実施する。
- ・都市農村交流で地域外の保全活動参加者を増やす。
- ・中山間地域等直接支払制度の継続を目指して地域おこし協力隊(OB含む)等と連携し事務の委託等を行う。

生産性・付加価値の向上

- ・営農組合等と連携し、農薬散布・防除用ドローンを購入し、オペレーターを確保する。
- ・機械の買い換えにより収穫作業時間を削減する。また、コンバインを購入する。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

農産物の供給の促進

- ・自治協議会及び地域協議会と連携し、棚田米を減農薬栽培するほか、野菜等をブランド化しインターネット等を通じて販売を始める。

中山間地域等直接支払集落協定から地域の活動へ

- ・地域運営組織を設立し、高齢者見回りサービスを開始する。
- ・姫治棚田にコミュニティサロンを開設する。

自然環境の保全・活用

- ・地域協議会等と連携し、農道の法面及び畦畔にセンチピードグラスを植栽して、農耕者の稲作作業の労務を軽減する。
- ・緑肥作物(レンゲなど)の作付を行う。
- ・有害鳥獣の捕獲罫免許取得者を増加させる。

③棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・姫治棚田各地域で都市農村交流イベントを開催し集客を図る。
- ・地区自治協議会と連携し、田植え作業体験や稲刈り体験及びシイタケ収穫体験の準備や体験イベントを実施する。
- ・里山体験イベントを開催し、来訪者を誘客する。

棚田米等を活用した六次産業化の推進

- ・棚田で生産された農作物を活用した加工品を試作する。

道の駅うきはをゲートウェイとした関係人口・交流人口の拡大

- ・うきは市を主体とした農山漁村発イノベーション対策（定住促進・交流対策型）の実施により、「道の駅うきは」の物産館の売場面積の拡張等の施設整備と連携して本地域の棚田振興を図る。
- ・「道の駅うきは」において、農産物を PR するイベント等を実施することで、都市圏からの来訪者や、インバウンドによる海外からの来訪者との交流を促進させる。
- ・「道の駅うきは」や、隣接する観光案内所「ウキハコ」において、当棚田地域内で体験できる観光コンテンツ「森林セラピー」や「調音の滝公園」の案内や、随時開催されるイベント情報の発信を行う。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の各自治協議会会員であり中山間地域等直接支払制度参加者についても同様に取り組みを進める。また、地域内外で組織される「つづら棚田を守る会」、「棚田まなび隊」（民間企業、九州大学の学生等で実施）、外部から参加される「棚田オーナー」等については棚田保全活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

うきは市棚田保全協議会は、うきは市、農業者、農業者団体、各地区自治協議会、地域おこし協力隊経験者で構成する。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

特になし